



島根県報

令和元年7月23日（火）

第 2 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (障がい福祉課) 2

【告 示】

保安林予定森林 (森林整備課) 2

保安林の指定 (") 3

【特定調達公告】

e L T A X更改に係る島根県税務総合オンラインシステム改修業務に係る随意契約の相手方等 (税 務 課) 3

【雑 報】

危険物取扱者試験の実施 (消 防 総 務 課) 4

【正 誤】

令和元年6月28日付け島根県報第16号中 (河 川 課) 5

公布された条例等のあらまし

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第26号）

1 規則の概要

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の改正に伴う引用する条項及び様式の整理（第15条関係・様式第6号関係）
- (2) その他様式の整理（様式第6号関係）

2 施行期日

令和元年8月1日から施行することとした。

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月23日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第26号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和44年島根県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「第23条第1号」を「第23条第2項第1号」に改める。

「住所	_____	を	「住所	_____
様式第6号中	個人番号		生年月日	_____
	_____		個人番号	_____

「精神保健福祉手帳」を「精神障害者保健福祉手帳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

告 示**島根県告示第153号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年7月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

松江市島根町加賀4048、4050、4683、4684

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第154号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年 7 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町原田下組2079、近石奥2105

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

隠岐の島町原田下組2079・近石奥2105（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年 7 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 物品等の名称及び数量

e L T A X 更改に係る島根県税務総合オンラインシステム改修業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部税務課 島根県松江市殿町 1 番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和元年 6 月 25 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

島根県税務総合オンラインシステム共同企業体

代表者 富士通株式会社山陰支社 支社長 竹岡 ゆかり 島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 株式会社テクノプロジェクト 代表取締役社長 山中 茂 島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 富士通リース株式会社中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市中区紙屋町一丁目 2 番 22 号

5 随意契約に係る契約金額

36,340,920円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

雑

報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、島根県知事の委任に係る令和元年度第3回及び第4回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定により公示する。

令和元年 7 月 23 日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 田 口 尚 文

1 試験の種類

甲種危険物取扱者試験

乙種危険物取扱者試験

丙種危険物取扱者試験

2 試験日及び試験場所

区 分	試験日	試験場所
第3回	令和元年11月3日（日）	松江市、益田市、隠岐の島町
第4回	令和元年11月10日（日）	出雲市、大田市、浜田市

3 試験の開始時間

午前の試験 10時00分（9時30分までに集合すること。）

午後の試験 13時30分（13時00分までに集合すること。）

4 受験手続

(1) 受験願書提出先

書面申請（願書による受験申請）と電子申請（インターネットによる受験申請）の2通りのうち、いずれかによる。

ア 書面申請の場合

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部（願書を持参又は郵送のこと。）

イ 電子申請の場合

一般財団法人消防試験研究センターのホームページに詳細掲載

ホームページアドレス <http://www.shoubo-shiken.or.jp>

(2) 受験願書受付期間

ア 書面申請の場合

令和元年 8 月 26 日（月）から同年 9 月 9 日（月）まで（郵送の場合は、9 月 9 日の消印有効）

イ 電子申請の場合

令和元年 8 月 23 日（金）午前 9 時から同年 9 月 6 日（金）午後 5 時まで（受付期間中、24 時間受け付ける。）

(3) 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 6,500 円

乙種危険物取扱者試験 4,500 円

丙種危険物取扱者試験 3,600 円

5 その他

(1) 書面申請の場合

ア 受験願書用紙配置場所

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター（事務所）、各消防本部及び各地区危険物保安協会

イ 郵送により受験願書を請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、140 円分の切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型 2 号封筒（A 4 サイズ）を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

ウ 問合せ先

〒690-0886 松江市母衣町 55 島根県林業会館 2 階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

(2) 電子申請の場合

問合せ先

一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室

専用電話 0570-07-1000（有料）

受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

正**誤**

令和元年 6 月 28 日付け島根県報第 16 号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
8	島根県告示第 106 号中	(平成 19 年島根県告示第 554 号)	(平成 18 年島根県告示第 554 号)